

# 嶺南地域の脱炭素化推進 事業補助金

## 交付事務マニュアル

令和8年4月

福井県エネルギー環境部エネルギー課

## 目 次

	(ページ)
1 交付事務マニュアルの目的 .....	2
2 補助事業の内容	
(1) 補助事業者 .....	2
(2) 補助対象事業 .....	2
(3) 補助金の額 .....	2
3 補助事業実施にあたっての注意事項 .....	2
4 交付事務の流れ .....	3
5 交付申請および実績報告 .....	3
6 交付決定および額の確定 .....	3
7 補助金の交付 .....	4
8 財産の処分の制限 .....	4

## 1 交付事務マニュアルの目的

本マニュアルは、嶺南地域の脱炭素化推進事業補助金の交付事務にあたり、補助事業の適正な実施と補助金の適正な執行を確保するため、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。

本マニュアルをとおり、嶺南地域の脱炭素化推進事業の内容、事業を実施するうえでの注意事項、交付事務のフローなどについての理解を深め、効果的かつ適正に活用されることを目的とする。

## 2 補助事業の内容

この補助金は、福井県内の二酸化炭素の削減を推進するため、県内住宅や事務所、施設等へEVまたはPHV、V2H充放電設備、太陽光発電設備の3点セットを導入する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

### (1) 補助事業者

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付要領に定める補助金の交付を受けるもので、嶺南地域（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）に住所または事業所を有する法人（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く）、個人（個人事業主を含む）であること。

### (2) 補助対象事業

補助の対象とする事業は、県内へEVまたはPHV、V2H充放電設備、太陽光発電設備の3点（以下「補助対象設備」という。）を導入する事業とする。

### (3) 補助金の額

補助金の額は、以下のとおりとする。

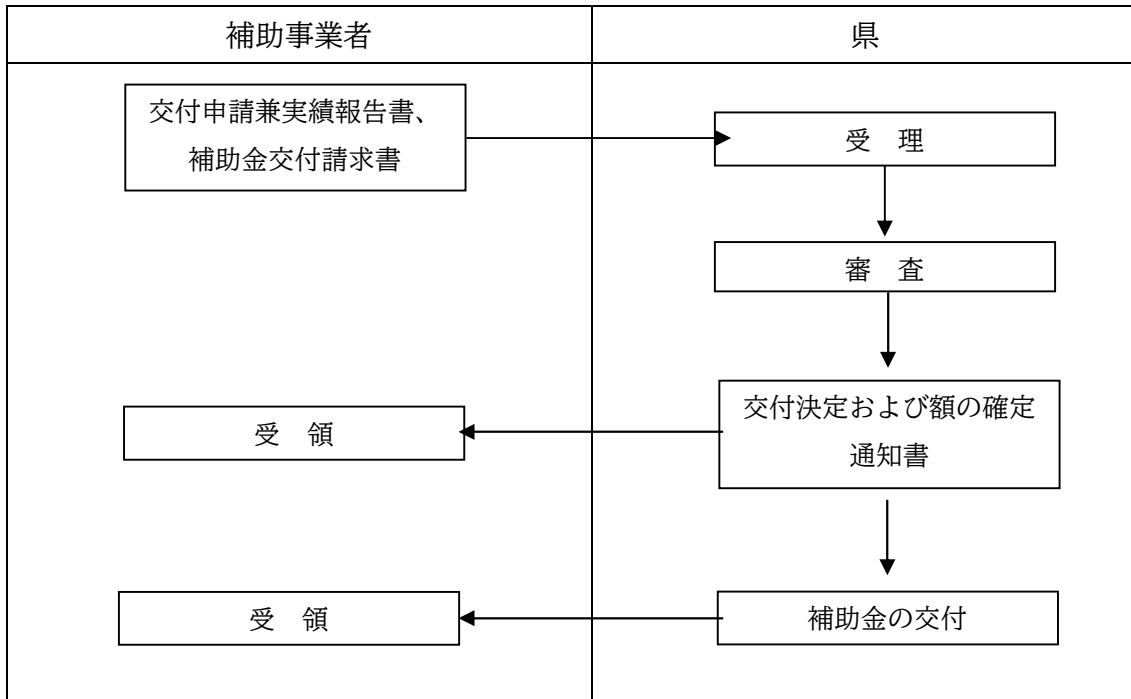
補助対象経費	補助額
補助事業における補助対象設備の購入費用	100万円

## 3 補助事業実施にあたっての注意事項

補助事業者は「福井県補助金等交付規則」、「エネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱」および「嶺南地域の脱炭素化推進事業補助金交付要領」に基づき、補助事業を実施すること。これらに沿って事業の実施、処理、手続き等がなされていない場合は、補助金の支払いができないばかりか、交付決定の取消、交付済である補助金の返還命令もあるので十分注意すること。

#### 4 交付事務の流れ

##### 事務のフローチャート



#### 5 交付申請および実績報告

##### (1) 申請書の作成について

- ① 申請書は正本1部を提出すること
- ② 申請書かがみ、その他の書類は内容を必ず一致させること

##### (2) 申請書の構成について

以下の資料を順番に編さんのこと。

- ① 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 交付請求書（様式第2号）
- ③ 福井県次世代自動車普及促進事業補助金の交付決定通知書（写し）※
- ④ 福井県V2H充放電設備設置支援事業補助金の交付決定通知書（写し）※
- ⑤ 福井県企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金または、居住する市町からの住宅の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金の交付決定通知書（写し）※
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

※各補助金を申請しない場合、交付要領第8条に定める必要書類を提出すること

#### 6 交付決定および額の確定

(1) 県は、補助金等の交付の申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ）および額の確定を書面により通知する。

(2) 県は、交付の決定を行うに際しての調査の方法は、書面審査と現地調査の2つの方法があるが調査にあたっては、次の事項に留意して行う。

- ① 補助金の交付が法令および予算で定めているところに違反しないか
  - ・ 申請に係る補助事業等がその採択基準に照らし、補助金等の交付対象として適格かどうか
- ② 目的および内容が適正であるか
  - ・ 補助制度の目的に合致しているか
  - ・ 補助対象期間は適正であるか
- ③ 金額の算定に誤りがないか
  - ・ 補助対象経費は適正であるか
  - ・ 補助額の積算に誤りはないか
- ④ 補助事業者が提出した申請書の受理後、交付すべきかどうかの判断に要す期間が補助事業の適期を失することがないか

## 7 補助金の交付

補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付要領の定めるところにより、補助金交付請求書を県に提出すること。

- ① 補助金の交付は、原則として補助事業者の請求に基づいて、県が支払を行うものであること
- ② 補助金交付請求書は要領で定めた様式によること

## 8 財産の処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

ただし、補助金等の全部もしくは一部を返還し、もしくは別に定める耐用年数を経過した場合、または補助金等の交付の目的を達成したために知事が特に承認した場合は、この限りでない。

## 参 考

### 1 申請書等様式